紹介

「自営的」就労と建設労働の諸課題 と全建総連の取り組み

山下 正人

(全国建設労働組合総連合 組織部長)

目 次

- I はじめに
- Ⅱ 建設労働の歴史
- Ⅲ 地域住宅産業の変遷
- Ⅳ ゼネコンは自ら施工しない
- V まともな賃金・単価を
- VI 建設労働者は労働法制によって保護されるべき
- ₩ さいごに

Iはじめに

全建総連(全国建設労働組合総連合)は、3つの建設労働組合(土建総連、全建労、東建産)が統一して1960(昭和35)年に結成された労働組合である。全国47都道府県の53組合が加盟している連合体組織で、組合員数は70万9739人(2007年6月末現在)。組織対象者は、大工・左官等¹¹の建設業に従事する労働者・職人、一人親方、手間請従事者等。加盟組合は連合体組織の組合と単一組織の組合があり、全国に8つの地方協議会を設置している。

主な活動としては、同業者が設立・運営することが認められている建設国民健康保険組合と国民年金基金、一人親方等の労災保険の取り扱いを行う労働保険事務組合、後継者育成のための職業訓練校の運営、建設工事に携わる者に必要な資格(作業主任者、技能士等)取得、伝統的な技術・技能を生かした木造建築の推進等に取り組んでいる。また、政府に対する予算要求行動をはじめ、賃金・単価の引き上げ要求やゼネコン・住宅企業への交

渉,住宅建設の促進や木造住宅の振興,中小建設 業者の育成,大衆増税反対,憲法改悪反対労組連 絡会が実施している憲法改悪反対の1000万人署 名等に取り組んでいる。

今回「雇用と自営のあいだ」という特集テーマを踏まえ、①建設労働は歴史的に「雇用と自営」の境界に位置してきたこと、②住宅企業は地域の住宅生産の仕組みを利用してきたこと、③ゼネコンをはじめ大企業は重層下請構造を利用してきたこと、④現場で施工にあたる建設労働者・職人の労働条件や環境は厳しい状況に置かれており、建設労働に対しては保護が必要なこと等、建設労働の課題および当組合の活動状況について紹介していきたい。

なお、本稿の内容が不十分な点は筆者の勉強不 足によるものであり、また当組合として結論に至っ ていない点に関する記述は、私見であることをあ らかじめお断りしておきたい。

Ⅱ 建設労働の歴史

建設業は元来、地域の中で、高度な専門性が必要とされる住宅部門を担っている。地域産業である住宅建設を担ってきたのは、技術・技能を有する建築職人(大工)だった。その専門性は、丸太(原木)から柱や梁等の必要部材を効率的・効果的に切り出し・加工する「木取り」、求められる強度・耐久性の見極めと「架構」の計画と設計、必要耐力を達成する「継手・仕口」の選定と加工、

日本労働研究雑誌 73

さらには木工事以外の工事(土壁, 瓦屋根, 建具, 据付家具, 水廻り, 土木, 庭師など)を行う各職人の手配(どの段階で工事を行うかの判断も含まれる)など, 多岐にわたっている。

こうした「巧み」は棟梁の「匠」であり、地域の信頼を得ていた。住宅建築は、おそらく明治の頃までは、都市の一部分以外では、材料は施主の支給、各職工事は施主の発注、大工は木工事と各工事の調整を行うという「直営」方式による受注が多かったといわれる。施主(住宅所有者=発注者)が自ら山林を所有していれば、木材は「裏山の木を使ってくれ」という発注になるであろうし、また親戚に建築関係の職人がいれば、「○○工事はこちらで手配する」ということが多かったといえる。このように住宅建築は、地域に住む住民が発注し、地域の材料を使用し地域の職人が施工する地域産業として発展してきた。住宅建築工事=地域の建設労働は、請負契約の面と有期労働契約の面をあわせ持ったものであったといえる。

こうした時代の建設労働において,「太子講」という建築大工の地域組織が,賃金水準や仕事の調整を行っていた。太子講の歴史は江戸時代までさかのぼることができるといわれている。太子講とは,職人たちが年に1回,聖徳太子像を祀り,飲食,会合などを行う他,賃金の協定をしたり,様々な申し合わせをしたりと,職人仲間の運営に大切な会合だった。大工自らが,その地域の賃金相場を決定していたわけである。聖徳太子が多くの寺社建築にかかわり崇められている,職人たちが聖徳太子を職能神として信仰していた等がはじまりとされ,また講とは仲間という意味があり,組合的な意味があったといわれている。

なお、住宅建築の大工技能は、大工道具の発達 や交通の発達による材料の多様化にともなって、 明治後期から大正期にかけ最高の域に達したとい われている。

Ⅲ 地域住宅産業の変遷

地域の住宅建築の特徴として,間取りや仕様は個々に異なること(注文住宅),大量発注が見込まれるものでないことから,地域の小規模な事業

者の大工(工務店)と多くの専門工事業者が施工してきた。多くは注文者(施主)から工務店が請け負い,工務店が専門工事業者に発注する。工事期間中には,棟上の時など,一定数の職人が必要な工程があり,工務店の労働力のみでは足りない時には応援を頼む。一人親方(小規模事業者)である大工が,有期労働契約を交わし,労働者になる場合が一般的で,これは大工職だけでなく,専門工事業でもしばしば行われている。

わが国の住宅政策は、敗戦直後の深刻な住宅難対策を中心に進められてきた。応急的な対応とともに、1950(昭和25)年に住宅金融公庫が設立され、翌年には公営住宅制度が発足した。1955(昭和30)年には日本住宅公団が設立され、都市部での大規模な集合賃貸住宅の開発がはじまった。

住宅建設計画に基づく5カ年計画は1966(昭和41)年にスタートし、1973(昭和48)年には全都道府県で世帯数を住宅戸数が上回る「1世帯1住宅」が実現した。

一方,住宅企業 (ハウスメーカー) の登場,ツーバイフォー工法の建設省 (当時) 認定 (1974 (昭和49)年),「ハウス55計画」の発表 (1975 (昭和50)年),プレハブ (工業化住宅)の出現等,本来は地域産業である住宅産業に大資本が参入してきた。住宅企業は,地域の大工 (工務店)を下請業者に引き込むことで,自ら施工力を調達せずに住宅生産を進めてきた。

バブル経済期には都市部を中心に住宅の着工戸数が急増,1987(昭和62)年度の新設住宅着工戸数は172.9万戸と過去最高を記録した。バブルが崩壊し、今では着工戸数は120万戸程度になっており、日本の人口が減少に転じている中、着工戸数は減っていくといわれている。

住宅企業の受注戸数は、大手といわれる積水ハウスが2万910戸、ミサワホームが1万1676戸、大和ハウス工業が1万1264戸、積水化学工業が1万820戸、旭化成ホームズが1万806戸、住友林業が9645戸(いずれも戸建、07年期実績)²⁾等となっている。プレハブ、ツーバイフォー以外の木造戸建住宅の約6割(20万戸強)は、年間の受注戸数が50戸未満の地域の工務店が施工しているといわれている³⁾。

全建総連に加入している地域の工務店の状況を見てみよう⁴。従業員は「自分だけ」と「従業員3人以下」の計で59.3%を占めている。元請の受注件数は年間3件までが約8割,5件までで約9割となっており、小零細な事業形態であることがうかがえる。雇用形態では「常傭」が55.3%で最も多く、「常傭+手間請」が30.3%、「手間請」が6.8%、「弟子入り」が2.1%となっている。

住宅企業は、地域の住宅生産の仕組みを利用し、受注を伸ばしてきた。施工を担当する下請工務店は、工期と単価とアフター⁵⁾の板ばさみの中で、施工にあたっては、自社で施工、臨時に職人を雇う、一人親方等に手間請負で発注する等が混在しているのが実態で、現場で働く労働者・職人の賃金・労働条件は厳しいものがある。

また最近登場した「パワービルダー」等と呼ば れる住宅企業の中には、職人グループを一つのか たまりとし、グループに下請発注しているところ もある。こうした企業の施工現場では、手間(日 給)が決められ工期も設定されているところが多 く,「低単価発注」「指値発注」の現場もあるとい われる⁶。首都圏のいくつかの事例を見てみよう⁷。 J建設は、住宅の施工を材木業者に発注(一次下 請)、材木業者が地域の大工グループに発注して いて、材木業者は図面を大工に渡すが、現場の施 工管理は「建設から「現場監督」が来るそうであ る。T住宅では、大工が会社と直接「専属契約」 を結び、指定された現場の施工をしている。また I建設では、大工は専属であることを求められて おらず、工期さえ守れば何もいわれないが、工期 が守られない (伸びる) と請負金額を減らされる。 いずれも契約は1棟単位で、単価は「坪単価」で あらわされる。最近は坪3万円程度に下げられて いる大工が多いと言われているが、この場合、建 坪 (建築面積) 30 坪程度が最も多い首都圏の住宅 では、1棟完成させて90万円程度となる計算で ある。工期は40日~60日の設定となっていて, 交通費, 金物 (クギや補強金物) 代等は大工の自 己負担となるし、もちろん労災保険は「一人親方 労災」をかけることが求められている。また、 「責任施工」の名の下に、引渡し後の補修工事が あれば、大工が自己の責任で行うことになってい るところが多いという。

新築住宅の受注競争は、厳しくなる一方である。 大量の宣伝や膨大な経費のかかる住宅展示場により、消費者の選択肢は増えた一方で、最近の「ローコスト」化と工期短縮のダブルパンチで、現場で働く労働者の賃金・単価は改善されていないどころか、長時間労働が強要されるだけでなく、時間当たりの賃金が大幅に下がっているのである⁸。

Ⅳ ゼネコンは自ら施工しない

ゼネコン、大型建築工事の現場では、工事の種類や工程によって、子請・孫請……、1次・2次・3次……の下請業者が施工を担当している。こうした重層的な下請構造により、工事代金(発注額・請負額)は注文主の発注金額から次々とピンハネ、切り下げられており、賃金・単価はおろか、労働安全や施工内容(材料、工法)までも切り詰める現場が出ていることは記憶に新しい。ゼネコンは自ら施工せず、「一括丸投げ」は禁止されているために分離して下請に再発注する。自らの一般管理費は確保した上で。ピーク時に86兆円もあった建設投資(額)は、2006(平成18)年には52兆円と6割に減少しているように、競争は激化し、ツケは下請に、現場に回されている。

2000 (平成 12) 年に「公共工事の入札および 契約の適正化の促進に関する法律」(入契法) が 可決成立し、その際、私たちの運動の成果もあっ て、附帯決議には「建設労働者の賃金、労働条件 の確保が適切に行われるよう努めること」と明記 され、その実効が求められている。また、労働時 間については、今から10年前の1997 (平成 9) 年に建設省(当時)が「公共工事週休2日の現場 閉所モデル工事の積極的な実施を図る」と労働時 間短縮の推進要綱を公表していた。

しかし、規制緩和と歳出削減の圧力の中で公共工事は激減、最近は、「PFI事業」方式®の推進で、大型公共工事は姿を消しつつある。例えば霞が関の中央合同庁舎の建て替え工事、国会の議員会館の建て替え工事は、ともにPFI事業による「民間工事」である。衆議院の議員会館の建て替え工事の発注者は「HOR会館PFI株式会社」、参議

日本労働研究雑誌 75

院の議員会館の発注者は「HOC 議員会館 PFI 株式会社」だが、これにはゼネコンや不動産業、警備会社等が出資している。民間工事であれば、入契法も時短推進要綱も関係ないのである。

昨今のダンピング受注の中で、末端の現場労働者に支払われる賃金・労働条件は、ぎりぎりの状態となっていることが懸念される。しかも最近は工期が大変厳しく(短く)設定されているといわれ、建設業の元請と下請の関係(元下関係)は対等な関係には程遠い、片務的関係にある。現在のような市場任せの無法状態を是正するためには、行政の介入か労働法制による保護が必要なのは明らかである。

こうした事態は、政府も認めており、平成 17年度から5ヵ年計画で設定されている「第7次建設雇用改善計画」¹⁰⁰において、次のような記述が見られる。

「さらに、従来より我が国建設業においては、受注生産、個別生産、屋外生産、移動生産、総合生産といった建設生産の特性と、重層的下請構造及び中小零細企業の割合の高さという特徴を背景として、不明確な雇用関係、臨時・日雇労働者への依存、労働災害の多発、労働条件・労働福祉の立ち遅れ、適切な職業能力開発の機会の不足等の問題が存在しており、これらの問題への適切な対応については、今後も万全を期していく必要がある」。こうした問題点の指摘と対応の必要性は、第6次計画においてもほとんど同じ文面で語られており、事態の改善が進んでいないことがわかる。

また,先日(2007年6月末)取りまとめられた 建設産業政策研究会報告¹¹¹には,「受発注者間, 元請下請間の片務性」として次の記述がある。

「受発注者間においては、設計者の設計思想・設計条件の伝達の業務に対して適正な報酬が支払われない、設計変更、工期延長等の調整に時間を要し、発注者から施工者に適正な報酬が支払われない、施工者が無報酬で契約外の業務を求められる場合がある等の片務性に関する指摘がある。また、元請下請間においても、見積条件の不明確さ、書面による契約前の工事着手や片務的な契約の締結の要求、指値発注・赤伝処理等による一方的な代金の差引き、下請業者の負担による追加工事等、

依然として片務性が存在すると指摘されている」。

また,賃金についても「建設産業は,厳しい経 営環境の下で賃金が低下傾向にあるなど労働条件 等の悪化が進み,相対的に魅力の少ない産業となっ ている」との記述がある。

V まともな賃金・単価を

大幅に減少している公共工事であるが、公共工 事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっ ては,「予算決算及び会計令」において,取引の 実例価格等を考慮して適正に定めることとされて いる。それに基づき、農林水産省および国土交通 省では、予定価格の積算に必要な設計労務単価を 決定するため, 所管する公共事業等に従事した建 設労働者等に対する賃金の支払い実態を, 毎年定 期的に調査したうえで労務単価を公表しているが、 これは1997年以降一貫して減少している。「公共 工事でさえ下がっているのだから」と、民間工事 で単価カットの口実となっていることも懸念され ている。国土交通省では「本単価は公共工事の積 算に用いるものであり、下請契約における労務単 価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘 東するものではない」としているが、私たちは改 善すべきだとの主張を行っている。

あわせて私たちは、建設現場に適正なルールを確立させること、とりわけ賃金・単価の下支えを制度化することが必要との考えのもと、ILO第94号条約(公契約における労働条項に関する条約)の批准、「公契約法」の制定が必要と主張している。現在、地方議会での意見書採択に取り組んでおり、2007年6月末現在で15県議会を含む495の自治体で採択されている。

VI 建設労働者は労働法制によって保護 されるべき

1998年11月5日午後3時50分頃,神奈川県 茅ヶ崎市のマンション新築工事現場で,山形県西田川郡温海町(当時)から出稼ぎに来ていた内装大工の佐藤吉治さん(47歳)が,右手の中指・薬指・小指を付け根の部分から切断するという労災

事故が発生した。電動丸ノコで木材を切断しよう としたところ、回転中の丸ノコに右手が接触した ためである。同マンションは、総戸数160戸を超 える規模のもので、一部上場ゼネコンのT工務店・ T建設・K建設の共同企業体 (ジョイント・ベン チャー) が元請、内装工事は一次下請 S 商事が 50 戸強を受注、被災者の佐藤さんは二次下請の日木 材工業で働いていた。佐藤さんは、30歳代前半 から関東地方に出稼ぎに来ており、日木材工業に は被災した年の3月頃から専属的に所属,埼玉県 春日部市, 千葉県西船橋市, 東京都渋谷区, 東京 都墨田区等の現場に従事、賃金は出来高払いの時 や日給の時、職長手当がつく時等、混在していた という。これは、現場の工程がまちまちで作業内 容がそれぞれ異なること、佐藤さんの熟練技能が 必要な現場では手当がつくこともあったためだと 思われる。

元請のT工務店は、労働者性を認め、災害発生 状況を証明し、労災申請をしたが、1999年3月 に藤沢労働基準監督署は「被災者は労働基準法第 9条の労働者に該当しない」と不支給処分決定を したため、神奈川県労災保険審査官に不支給取消 を審査請求したが棄却。労働保険審査会に再審査 請求したが、2000年11月に棄却された。2003年2 月に横浜地裁に提訴、2004年3月31日の地裁判 決で敗訴、その後東京高裁に上告、2005年1月 25日の高裁判決は敗訴、最高裁に上告した。上 告に際して弁護団は2つの柱をたて、一つは建設 業の場合は元請が労働者性を肯定しているときに は、労働者性を否定する特別の理由がない限り、 原則として労働者性を推定すべきこと, 二つは労 働基準法の労働者の解釈が厳密にすぎていること を主張したが、2007年6月28日の最高裁第一小 法廷判決で、上告棄却の不当判決が出されること となった。

現場で働く多くの仲間は、佐藤さんと同様に「労務提供の手間請け労働者」である。今回の判決は、すべての手間請け就労者の労働者性を否定した判決ではないこと、労災保険法上の労働者性の明確な判断基準が示されなかったことから、現場において労働者性を争う事例が今後とも出されてくることは避けられない。

手間請け就労者の労働者性の判断に関しては, 1996 (平成 8) 年に労働基準法研究会労働契約等 法制部会労働者性検討専門部会が、1985 (昭和 60) 年の報告を基礎として、建設業の手間請け従 事者及び芸能関係者に関する「労働者性」の判断 基準を報告(労基研報告)している。同報告では、 手間請けの定義について建設業の特殊事情を考慮 したものとなっているが、判断基準については要 素の羅列に終わっているという問題があるものと なっている。判断要素をどの程度満たせば労働者 性が肯定されるのか、要素の3つか4つを満たし ていればよいのではないか、また微妙な言い回し が多用されていて、全体としては分かりにくいも のとなっている。さらに最近は同報告を重要視し ない判断が出てきており、私たちの運動の課題と なっている。

昨年,日本政府も賛成したILO「雇用関係に 関する勧告」の活用も重要である。雇用関係の存 在を示す条件に「経済的依存性」も考慮に入れる とした点,雇用関係の存在を判断する指標の例示, 法定推定制度の導入を勧告している点等,実効を 求めていきたいと思う。

₩ さいごに

不十分ではあるが、現在の政策・制度に不足している点を指摘して終わりとしたい。

①住宅政策

木造住宅の施工者の技能向上、後継者育成、地域住宅産業の育成の観点が不足している。工務店の代表者は高齢化が進んでおり、60歳代(35.7%)と50歳代(34.0%)となっている。また、「自分の代で廃業する」と答える個人形態の工務店は3割にものぼっている¹²。

②建設業政策

元下関係の適正化策に実効ある対策が必要である。国勢調査結果 (2005年調査) を見ると,建設業の従事者は 539万人と 5年間で 89万人,14.3%も減少している。特に 20歳代と 40歳代,50歳代前半が大きく減っており,若者に魅力のない産業になってしまっているのではないか,子育て世代がもうこんな賃金・単価ではやっていけないと

日本労働研究雑誌 77

産業から離れていってしまっているのではないかと 懸念される。

③労働政策

労働者は職業訓練を受ける権利があるという視点が不足していると思われる。私たちは、自ら技術・技能の向上のために努力しているが、最近は職業訓練校への入校希望は減少の一途をたどっており、休校・閉校となってしまったところも出てきている。ものづくりの喜びを伝えていくためにも、国や業界全体の責任で職業訓練に大いに力を入れるべきである。

- 1) 組合員の職種調査結果によると, ①大工 29.8%, ②電気 エ 7.1%, ③空調・給排水配管工 6.6%, ④土工・木工 5.4%, ⑤塗装・看板工 5.4%, ⑥室内装飾工 5.3%, ⑦左官 4.9%, ⑧建具・サッシ・家具工 3.9%, ⑨とび 3.7%, ⑩鉄 骨・鉄工・溶接工 3.2% (以下略)となっている (2007 年 3 月現在)。
- 2) 住宅産業新聞第 1391 号 (2007 年 6 月 20 日付) 報道。
- 3)国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室「平成17年度木造住宅振興関連施策概要」。
- 4) 第12回工務店モニター調査 (2006 年 8 月実施。対象 1030 社,回答 721 社,回答率 72.3%)。
- 5) 住宅企業が工務店と下請契約を交わす際に,竣工後のアフターメンテナンスまで工務店に課している。
- 6) 建設業法では「不当に低い請負代金」「指値発注」を禁止 している。国土交通省が 2007 年7月に公表した「建設業法

遵守ガイドライン」には次の記述がある。「不当に低い請負代金の禁止とは、注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を請負人と締結すること。」として、同法第19条の3に違反するおそれがあることを指摘している。指値発注については「元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示(指値)し、その額で下請負人に契約を締結させる、指値発注は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則(各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。)を没却するものである。」として、同法第19条第1項、第19条の3、第20条第3項に違反するおそれがあることを指摘している。

- 7) NPO 建設政策研究所「神奈川県パワービルダー調査」。
- 8) 同調査によれば, 手間請け・一人親方の時間当たりの賃金 は, 2003 年には 2276 円だったが毎年下がり続け, 2005 年に は 1950 円, 2006 年には 1595 円になっている。
- 9) プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設 等の建設・維持管理・運営等を民間の資金,経営能力,技術 的能力を活用して行う手法。
- 10) 厚生労働省「第7次建設雇用改善計画」(2005年10月公表)。
- 11) 国土交通省「建設産業政策 2007」(2007 年 6 月 29 日公表)。
- 12) 前掲注 4)。

やました・まさと 全国建設労働組合総連合(全建総連) 組織部長。

78 No. 566/September 2007